

三豊市農業委員会 12月定例総会議事録

令和5年12月15日午後3時00分より、三豊市農業委員会12月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 28名(農業委員21名、農地利用最適化推進委員7名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

| | | | | | | | | |
|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 堀江 博 | ○ | 2番 | 岡根 譲 | ○ | 3番 | 石井 徳和 | ○ |
| 4番 | 笠原 孝弘 | ○ | 5番 | 奈尾 正敏 | ー | 6番 | 近藤 和雄 | ○ |
| 7番 | 香川 政雄 | ○ | 8番 | 秋山 正伸 | ー | 9番 | 大橋 正幸 | ○ |
| 10番 | 糸川 正 | ○ | 11番 | 三宅 幸一 | ○ | 12番 | 前谷 晃年 | ○ |
| 13番 | 丸岡 祐二 | ○ | 14番 | 安藤 弘 | ○ | 15番 | 長堀 和行 | ○ |
| 16番 | 藤川 剛 | ○ | 17番 | 菅 充司 | ー | 18番 | 石原 剛 | ○ |
| 19番 | 組橋 進 | ○ | 20番 | 河田 進 | ○ | 21番 | 岡崎 和朗 | ○ |
| 22番 | 宮崎 和代 | ○ | 23番 | 吉田 由紀 | ○ | 24番 | 山岡 正士 | ○ |

【農地利用最適化推進委員】

| | | | | | | | | |
|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 16番 | 田岡 要 | ○ | 18番 | 石井 宏昭 | ○ | 24番 | 山本 定 | ○ |
| 33番 | 前川 祐介 | ー | 48番 | 白川 剛 | ○ | 51番 | 鈴木 敦士 | ○ |
| 56番 | 柴坂 松良 | ○ | 65番 | 杉山 保幸 | ○ | | | |

2. 署名委員

9番 大橋 正幸
24番 山岡 正士

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 大井 要平
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書記

副主任 安藤 かほる

6. 議題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 非農地通知の件について
議案第 7号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 3時00分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会12月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。今年も残すところあと半月となりました。1年を振り返ると、猛暑の夏から秋を飛び越えて一気に冬がやってくるような気候であり、大変な年だったと感じています。そういった中、皆様にご協力いただきながら、今年も農業委員会の活動ができました。我々の任期もあと1年と少しになりましたけれども、課せられた仕事を今後もこなしていきたいと思っています。来年が皆様にとって良い年になりますよう祈念申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はご出席ありがとうございます。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号5番 奈尾正敏 委員、8番 秋山 正伸 委員、17番 菅 充司 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は21名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会12月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号9番 大橋 正幸 委員、議席番号24番 山岡 正士 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号6号を朗読 〕

以上6件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号6号の6件の報告事項は、異議なしと認めま

す。次に進ませていただきます。3ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号2号を朗読 〕

以上2件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の2件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号10号を朗読 〕

以上10件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7番 番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会で、近所に住んでいます。譲受人は5年ほど前から申請地を借りて家庭菜園として利用しておりました。譲渡人は農業をしておらず、所有しているほかの農地も草刈り等の管理のみを行っている状態です。譲受人は申請地のほかに、他の農地も借りて本格的に農業を行うところです。現地を確認したところ、申請地は適切に管理されております。

番号2号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲受人は、以前から自宅近くにある申請地を譲ってほしいと相談しており、今回売買が成立したものです。申請地では果樹を栽培する予定です。現地を確認したところ、適切に管理されている状態です。

以上、周辺農地への影響も問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

9番 番号3号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。今まで申請

地は譲渡人が管理しておりましたが、この度、譲受人と話し合いをした結果、譲受人に譲ることとなったものです。申請地は現在菜園場として使用されており、きちんと管理ができております。

続いて、番号4号についてご説明いたします。申請地は、譲受人が10年ほど借り受けて耕作しておりました。譲渡人が今回、譲受人に譲り受けてほしいと相談したところ、今回の譲渡となりました。現地を確認したところマメが栽培されており、きちんと整備されている状態でした。

以上、周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

1 1 番

番号5号について説明します。譲渡人と譲受人はお互いの農地が近くにあり、たびたび顔を合わせる関係ですが、その中で譲渡人から申請地を買ってほしいと話をしたところ、今回売買が成立しました。譲受人は農業生産法人であり、野菜の栽培を中心に事業を展開しております。申請地においても野菜を栽培する予定です。現地を確認したところ水稲が耕作されており、農地管理は適切に行われておりますので問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 4 番

番号6号について説明します。譲受人は市外在住ですが、市内で事業を行っております。譲渡人は申請地の管理のため市外から通っておりますが、それが厳しくなってきたため、知り合いをとおして譲受人を紹介されました。申請地では、かんきつ類や野菜を栽培する予定です。現地を確認したところ、かんきつ類が作付けされております。水利関係、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 6 番

番号7号について説明します。申請地は譲受人の自宅に面しています。以前から譲受人が菜園場として使用しており、譲渡人からそのまま使用してほしいと相談したことで、今回の売買となりました。現地を確認したところ菜園場として使用されており、周辺農地等の影響もありません。水利費も以前から譲受人が支払っており、問題ないと思ひまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 8 番

番号8号について説明します。譲受人は、申請地から自宅が離れておりますが、親族の家が申請地近くにあります。以前から、譲受人へ申請地を譲りたい旨の相談があり、進入路も整備されて大型機械も入るということで、今回の譲渡となりました。現在、譲受人は水稲を中心に耕作しており、大型機械も導入しております。申請地では来年から水稲の作付けを予定しており、問題ないと思ひまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

2 1 番

番号9号、番号10号については、譲受人が同じですので一括して説明します。譲渡人はこれまで申請地の管理を行ってきまましたが、近年それが難しくなってきたため譲渡先を探していたところ、譲受人と話がまとまったものです。申請地では果樹を作付けする予定です。申請地は適切に管理されており、周辺農地等に影響はなく、問題ないと思ひまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同

[なしの声あり]

議 長

ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同

[異議なしの声あり]

議 長

異議なしと認めまます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号の10件は、適当と認めまます。次に進ませていただきます。6ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号について、事務局の説明を求めまます。

事 務 局

議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号を朗読]

なお農地区分につきましては、第2種農地です。

本件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願ひします。

1 4 番

番号1号について説明します。こちらは営農型発電設備基礎を設置するための申請ですが、ビニールハウス内の発電設備の下ではククラゲを栽培し、適切に管理されております。周辺農地や水利関係等も問題ないと思ひまますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同

[なしの声あり]

議 長

ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同

[異議なしの声あり]

議 長

異議なしと認めまます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号の1件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。7ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号2号について、事務局の説明を求めまます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」
番号1号から番号2号の2件につきまして、ご説明いたします。

[議案第5号 番号1号から番号2号を朗読]

なお農地区分につきましては、すべて第2種農地です。

以上2件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。ご審議の程
お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

事務局 番号1号について説明いたします。譲受人は県外で不動産売買や宿泊施設の経営を行っており、この度、観光地としても脚光を浴びている荘内半島の海際に、一棟貸しの宿泊施設を整備するものです。申請地は、譲渡人の親族の住居跡ですが、現在は住人がおらず、譲渡人と譲受人の間で話がまとまりました。水利組合の同意も得ており、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

19番 番号2号について説明します。こちらは不動産業者の紹介による申請で、併せ利用地にある譲受人が営む店舗のスタッフ駐車場を整備するものです。周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしく
お願いします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問
ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号についてお諮り
いたします。ご異議
ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号の2件については
適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませ
ていただきます。8ページをお開きください。議案第6号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第6号 番号1号から番号3号を朗読]

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

事務局 番号1号について説明いたします。現地を確認したところ進入路もなく、長年耕作されていないことで山林化している状況であり、非農地通知が
妥当と思われます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。ご審議
よろしく
お願いします。

20番 番号2号について説明いたします。現地を確認したところ、山林原野化して中に入っていくのが不可能な状態です。番号3号について説明
いたします。こちら数年前からかなり荒れている状態であり、農地として復旧することは困難
と思われます。以上2件、非農地通知が妥当と
考えられます。ご審議
よろしく
お願いいたします。

議長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問は
ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第6号「非農地通知の件について」お諮りを
いたします。ご異議
ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第6号「非農地通知の件について」番号1号から番号3号の3件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませ
ていただきます。10ページをお開き
ください。議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を議題と
いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。10ページから30ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数40件、面積7.4ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては31ページから37ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は12件であり、面積は2.8ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計52件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議
よろしく
お願い
いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問は
ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」は52件すべて適当と認め決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)
2. 令和5年度 農業者年金新規加入推進活動について
3. その他

(1) 1月定例総会について

日 時 令和6年1月22日(月) 午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

| 相談日 | 開催場所 | 相談委員 | |
|-----------------|------------------------|----------|----------|
| 令和6年 1月9日(火) | 危機管理センター1階 打合せコーナー1 | 高瀬町：宮崎和代 | 高瀬町：笠原孝弘 |
| | | 山本町：糸川 正 | 財田町：岡崎和朗 |

(3) 今後の予定

| 月 日 | 会議名等 | 開催場所 |
|--------------------------|---------------|----------------------------|
| 令和6年1月25日(木) 午後1時30分~ | 香川県農地最適利用推進大会 | 丸亀市綾歌総合文化会館 アイレックス 大ホール |

(4) 配布物

- ・香川県農地最適利用推進大会(ご案内)
- ・令和5年度 西讃の農業を考える研修会(ご案内)

閉 会 【 午後 4時15分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____